

東京帝國大學經濟學會 經濟論叢

第 三 號 第 二 十 一 卷

大正四年九月一日發行

論 叢

資本論第一版と第二版との相違法學博士 河上 肇

南京條約以前の治外法權問題に就いて 文學博士 矢野 仁一

無收益財産の課税 法學博士 神戸 正雄

江戸時代に於ける田島永代賣買の禁止 文學博士 三浦 周行

時 論

支那の排外運動に對する根本方策 法學士 作田 莊一

說 苑

農政上より見たる家産制度 經濟學士 八木芳之助

リカアドに於ける労働價值法則の妥當性に就いて 經濟學士 森 耕二郎

雜 錄

近世農村問題の性質 經濟學博士 木庄榮治郎

我國最近の死産に就て 經濟學士 岡崎 文規

間接稅負擔の地方別研究 法學士 汐見 三郎

法 令

五分利國庫債券（第二十五回）發行規程・朝鮮簡易國勢調査ニ關スル件・樺太簡易國勢調査施行規則

（禁 轉 載）

説苑

農政上より見たる家産制度

八木芳之助

第一緒言

今日の經濟界を支配するものは、所謂自由主義の原則であつて、法律上に於ては自由契約の原則が一般に認められ、經濟上に於ては自由競争が經濟的活動の本則をなしてゐる。従て土地處分に就ては、何れの國に於ても所有權者の自由意思に委かすを以て原則としてゐる。惟ふに土地私有財産制度が、土地に投せられたる個人的勞働の結果を確實に收得する權利を意味する限りに於ては、斯制度は洵によく土地耕作の進歩を齎し、農民の幸福を増進せしむるのである。併乍ら其の反面に於て、斯制度は土地の商品化を促し、土地所有權の移動を容易ならしめ、土地をして債務及び投機の目的物たらしむるに至つた。其の結果一面に於ては、土地兼併の傾向が現はれ、從來の自作農地たりしものが、資本力大なる大地主に併吞さるゝと其に、他面に於ては、極端なる土地の分裂が行はれ、爲めに一家の農地は家族の生計を支持し得ざるに至るものである。然るに

元來土地なるものは、國民及び國家生活の主要なる原素なるを以て、無制限なる流通の目的物となすを得ないのである。従て土地自由處分にして甚だしき弊害を醸す場合に於ては、國家は適當なる土地政策を樹立して、公共の福利を保障すべきである。此の意義に於て自作農を保護し、之を維持する方策として家産制度が問題となるのである。又國家が廣大なる範圍に亘る自作農創定事業を行ふ場合に於ても、新に創定された自作農が元の小作農に逆戻りするを防ぐ方策としても、家産法が問題となる。

家産制度は後に述ぶるが如く、北米合衆國に於て初めて採用されたものであつて、住家並に一定面積の農地を特別財産として登記せしめ、債権者の追訴外に置き、以て自作農民を保護せんとするものである。同國に於ける家産制度に就ての權威者たるウェブルスは、家産を定義して曰く、家産とは法令が規定する如く、家族に依て不可侵的に居住せられ、差押を免除され、且つ讓渡を制限さるゝ家族の居住地である。思ふに此等の屬性の多數は、土地が家産として承認さるゝ條件であつて、家産の主要特徴は差押の免除である。一九〇九年の佛蘭西家産法第一條も、家産とは家族のため債権者の差押を免除さるゝ財産であると定義してゐる。斯く家産制度は、一家の住宅及び農地をして債権者の追訴外に置かんとするものであるが、諸國に於ける家産法の目的如何により、或は家産設定前の負債に對して其の差押を免除する場合もあれば、又家産設定以後の負債に對してのみ差押を免除する場合もある。又單に對人信用に對してのみ差押を免除する場合もあり、有ゆる種類の負債に對して差押を免除する場合もある。更に家産の差押を禁ずるに止

- 1) Rufus Waples, A treatise on Homestead and Exemption. Chicago 1893. p. 1.
- 2) Loi sur la constitution d'un bien de famille insaisissable de la France 1909. § 1.

らず、家産の譲渡及び賣却にも制限を加へ、家産の負債に對しても一定の制限を加ふるものもあつて、其の規定は、諸國に於て多少異つてゐる。

併し家産制度の特徴をなす差押免除の保護は、從來各國の法律に依て多少認められたる個人的生活の最少限度(Existenzminimum)の保全を家族的に擴張せるものに外ならない。各國に於ける債務法の發達を史的に考察するに、凡ての國民に於て殆んど同一の現象を示してゐる。先づ經濟的發達の最も低き階段に於ては、債務者の人身すら沒收するが如き極めて嚴格なる債務法が行はれてゐた。然るに其の後漸次緩和されて、債權者の差押を債務者の動産及び不動産に限るに至つた。更に債務者の必要なる生活品及び勞働要具をして債權者の差押を免除せしむるに至つた。かく債務法が次第に緩和されたるは、債權者の差押權は、何人にも其の經濟的並に社會的生存を全然破壊すべきものではなく、又債權者の輕率なる差押が、價值ある勞働の自體繼續を脅やかす場合には、此の差押權に一定の限度を設くべきものなりとの思想に基くものである。此の債務者の最小限度の生活を保障することは、既に羅馬法及びカンノン法に依り、所謂活資の恩典(Deditium competentiae)として認められてゐる。勿論かゝる恩典は有ゆる債務者に與へらるゝものではなく、限定されたる債務者に與へらるゝに過ぎないのであつて、又立法の嚴格なる個人主義的見解よりして債務者自身を保護するのみであつて、家族を顧慮するものではなかつた。又近世の多數の立法、殊に佛蘭西の法律は官吏、軍人及び其の遺族の俸給及び恩給に關する差押を制限してゐる。更に同國民法第一八九一條は一定條件の下に於て養老年金に對し差押を免除し、同國民事訴

訟法第五八一條は遺産に關し一定の差押免除を認めてゐる。凡て此等の法律は債務者の生活に必要な最小限の所得を免除せんとするものである。更に各國の立法は債務者の生産力を保護せんがために、勞働用具をして差押を免除せしめ、以て各個人の職業の繼續を可能ならしめてゐる。例へば一七八一年の埃太利の裁判所法第三四〇條及び獨逸舊民事訴訟法第七一五條の如きである。此等の規定に依て、生活に必要な欠くべからざる最低限度の收入、並に職業の繼續に必要な欠くべからざる用具(農民に在ては必要な農具、種子、家畜等)に對して差押を免除するのみにては、農民並に農業經營保護の見地からすれば、甚だ不充分である。農民にとりては農地自體も亦必要欠くべからざる器具である。スタインの云ふ如く、小農地又は中農地に就て考ふるならば、かゝる農地は本來一の器具に過ぎざるものであつて、之に依て農民及び其の家族が其の勞力を有効に利用し、又之に依て彼等は生活に必要な收入を擧げ得る手段である。従て勞働用具に對すると同様に、農地に對しても、債權者の差押を免除すべき充分なる理由がある。農地所有者の差押免除の特權は、既存の法律の完成にして、社會的並に經濟的配慮よりして充分正當視さるゝものである。要するに家産の差押免除の特權は從來諸國の法律に依て多少認められたる生活最小限度の擴張であつて、北米の家産法は債務者の生産力を保障するために、土地を勞働用具と看做し、之を差押へ得ざる財産中に加ふることによつて生活の最小限度を擴張せるものである。

斯くの如く家産制度は住家並に一定の農地をして債權者の追訴外に置き、以て自作農民を維持せんとするものである。併し斯制度が保護する所のものは、常にダヅキツドの所謂勞働的所有

- 4) Rudloff, Das französische Heimstättengesetz vom 12. Juli 1909. (Jahrbuch für Gesetzgebung, Verwaltung und Volkswirtschaft, 1910.) S. 316. Jowanowitsch, Die Heimstätte oder die Unangreifbarkeit des ländlichen Grundbesitzes. Tübingen 1908. S. 49-50.
- 5) Grünberg, Entwurf eines Heimstättengesetzes für das Deutsche Reich. (Archiv für soziale Gesetzgebung und Statistik. Bd. IV. 1891.) S. 375-376.
- 6) Lorenz von Stein, Bauerngut und Hufenrecht, Stuttgart 1882. S. 97.
- 7) David, Sozialismus und Landwirtschaft. Leipzig 1922. S. 653.

(Arbeitsigentum)であつて、此の點に於て、所謂貴族的所有 (Herreneigentum)を保護せんとする在來の世襲財産 (Fideikommiss)と區別すべきである。此の意義に於て家産制度は勞働的所有を保護する社會政策と云ふことが出来る。

余は諸國の家産制度が如何なる動機より發生し、如何なる効果を及ぼしたるやを考究し、最後に家産制度に就て批評しやうと思ふ。

第二 北米合衆國の家産制度

北米合衆國に於ては家産法の概念の下に、必ずしも相互に緊密なる關係を有せざる二法制を概括してゐる。一は一八六二年五月二〇日の合衆國家産法 (United State Homestead Law)にして、他は各州の家産免除法 (Homestead and Exemption Laws)である。前者は合衆國政府が一定の條件の下に於て、未墾の國有地を移民者に拂ひ下ぐる制度であつて、後者は家族の住居する家屋、之に附隨する一定の土地及びある種の動産を債權者の追訴外に置き、以て定住農民を保護せんとする制度である。従て本來の家産制度として興味あるは、各州の家産免除法であるが、稍もすれば此の兩制度は混同さるゝ虞あるを以て、家産制度研究上此の兩制度を嚴密に區別するを要する。現に此の兩制度を混同することは、歴史的事實として存在せし所である。歐洲初期の家産運動に對して重大なる刺戟を與へたる北米の家産法に關する第一の報告は、右の兩制度を混同して傳へたのであつた。當時歐洲大陸に於ては、農業恐慌が勃發して、萬人が北米を注目するに至

8) Rudolf Meyer, Heimstätten- und andere Wirtschaftsgesetze. Berlin 1883. を指す。

り、新大陸の經濟的實力は主として家産法(各州の家産法)に依て創定維持されたる多數の自作農に基くものと信せられた。此の新農業特殊法の擁護者の著書は、此の立法の成功を擧げ、歐洲諸國も之に倣はんことを推奨してゐる。歐洲各國の農業が新大陸の競争によつて其の存在を脅やかされ、農民階級が没落するやう脅やかさるゝ時代に於て、世人は此の北米の家産法の發見を以て天來の福音と感じた。併し彼等は北米に於ける自作農民の増加のみを見て、深く此の發生原因を尋ねなかつた。然るに此の自作農の増加は、歐洲に於て當時理解され、希望されたるが如き家産法(各州の家産法)の結果にあらずして、家産なる名稱の下に於ける合衆國の植民活動の結果であつた。さればジョフノウイツチは、若し當時に於て北米の家産制度に就て正確なる理解が行はれたとするならば、歐洲初期の家産運動は全く異なる経過を取るに至つたであらうとさへ斷言してゐる。又グルンベルグによるも、北米に於ける家産法の私經濟的並に國民經濟的效果に就ては、永らくの間歐洲に於て過大視されたのであつて、之は一方に於ては家産法の效果に關するマイヤ一の誇張的叙述にもよるが、又他方に於ては一八六二年の合衆國の家産法と各州の家産法とが屢々混同された結果に基くものであると¹⁰⁾。從てかゝる混同及び誤解を避くるため、茲には右の兩制度を別個に取扱ふこととする。

一 北米合衆國の家産法

(1) 沿革。北米合衆國は獨立宣言後約五十年間は國有地投下に關しては、主として國庫收入を得

9) Jowanowitsch, a. a. O. S. 5.
10) Grünberg, Heimstättenrechts-Bestrebung in Frankreich. (Archiv für Sozialwissenschaft und Sozialpolitik. Bd. 24. 1907.) S. 330.

るの目的を以て之を行ふた。従て當時の北米政治家は西部の未墾國有地を以て、政府の經常費支出並に國債の償還に對して、直ちに現金に換價し得る財産と看做してゐた。此の國有地を國庫收入の財源たらしめんと希望は、大地域の土地拂下を惹起せしめた。一七八五年五月二〇日の法令に基き測量されたる土地は、六四〇エーカーの面積を有する地域の三十六個よりなる廣大なる土地を一括して拂下げた。而して一エーカー當りの價格は一弗以上と決定された。一七九六年五月一八日の法律を以て、今日のオハイオ地方に於て行はれたる土地測量に於ては、六四〇エーカーの地域の八個よりなる土地を一エーカー當り二弗以上の價格を以て交付した。かゝる土地の競賣には資力乏しき移民者が參加するは事實上不可能であつた。其の後國有地拂下價格と拂下面積とは漸次低下されたるも、斯る拂下は資本家に有利であつて、従て土地投機を促すに至つた。かゝる拂下方法を廢止して、資力乏しき移民者の土地獲得を容易ならしむる政策が初めて樹立されたるはジャクソン大統領(一八二九年—三十七年在職)の功績である。彼は國有地政策に就て宣言して曰く、國有地の迅速なる植民は、合衆國の眞の利益たるは疑を容れざる所である。人民は一國の富であり力である。然かも人民の優良なる部分は土地耕作者である。獨立農民は國民の基礎であつて、自由に對する眞の味方である。従て吾人の探るべき正當なる政策は、國有地をして國庫收入の源泉たらしむることを出來得る限り速に廢止して、國有地の一定面積を植民者に、土地測量費用を償ふに足る價格を以て交付するに在ると。かゝる目的を以て先買法 (preemption act) が一八三〇年五月二九日に發布された。此の法律の施行期間は一ヶ年であつたが、其の適用が屢々延期され

一八四一年九月四日以後此の先買法は確定され、僅かなる改正を以て一八九一年迄實施された。此の法律によれば合衆國の公民、及び公民たらんとする意思を合法的に表示せる者は、國有地が競賣さるゝに先つて、四〇乃至一六〇エーカーの土地を當時の最小價格を以て先買し得るものである。併し同時に此の先買法の恩典に浴せんとする者は、既に他地方に於て三二〇エーカー以上の土地を所有せざるを要し、此の先買法に依て得たる土地を後に賣却する投機的意思を有せざる旨を宣誓するを要した。而して六ヶ月間其の土地の改良に従事するによつて、其の所有權が與へらるるものである。¹²⁾ ドナルドソンは此の先買法を評して曰く、先買制度は植民者の必要に基いて、又公有地賣却又は其他の處分に關する計畫の五十七年以上の經驗に基いて發生せるものである。國庫收入を得んが爲めに國有地を賣却するの思想は既に拋棄せられ、家族の爲めに處分するの計畫が之に代るに至つた。先買制度は法律、經驗、行政命令、及び裁判所解釋の結果であつた。此の制度は多様な形態であり、特殊地方には特殊の法令を以て適用され、又特殊なる構成を以て適用されたるも、併し常に今日に至るも（一八八〇年）尙眞の移民定住法の萌芽を含んでゐる。此の制度の下に於て幾千の家庭が創設され、土地を生産的ならしめ、農民の收益を増加せしめ、從て國民の資源を増加せしめた。¹³⁾

斯くの如く此の先買法は、一面に於て資力乏しき移民者の土地獲得を容易ならしめたるが、他方土地投機は此の法律に依て排除さるゝに至らなかつた。未だ占有されず、從て先買法の適用を被らざる土地が尙廣大にして、從て商人は將來の地價騰貴を見越して國有地を購入した。當時に

12) Sering, Die landwirtschaftliche Konkurrenz Nordamerikas in Gegenwart und Zukunft. Leipzig 1887. S. 111—115.
13) Donaldson, The public Domain. p. 215.

於ける土地局の不完全なる組織と先買法の不完全なる規定とは、土地投機者の詐偽的行爲を充分防止するを得なかつた。殊にジャクソン大統領が主張せる所の國有地を植民者に無償にて交付するの原則は、此の先買法に據て實現されなかつた。移民者は未開の原野に於て、故郷を開拓するに代價を支拂ふべきを不當と考へた。¹⁴⁾斯くて前世紀の四十年代以來土地改革運動が勃興するに至つた。此等の土地改革運動者 (the Free Soil Democrats) は主張して曰く、合衆國の土地は人民に屬してゐる。從て自由に各個人に賣却すべきでなく、又法人にも讓與すべきではない。寧ろ神聖なる委託物として人民の利益のため保存すべきである。而して一定分量の土地を無料にて、移住者に交付すべきであると。¹⁵⁾此の意義に於てホレイス、グリーンレイ氏は一八四八年一月二二日に初めて議會に、土地を所有せざる移住者に四〇エーカーを無償にて交付すべき法案を提出し、其の後引續いて同様なる法案が提出されたるも通過するに至らなかつた。かゝる法案に對して主として反對せるは奴隸を使役する南部諸州の大地主にして、彼等は解放さるゝ奴隸が無償にて土地を交付さるゝ曉には、自己の經營が荒廢に歸せんことを恐れたのであつた。南部及び北部諸州は此の問題に就て、甚だしく利害關係を異にした。一八六〇年に家産法案は兩院を通過せるも、ブカナン大統領は之を拒否した。¹⁶⁾遂に南北戰爭中家産法は一八六二年五月二〇日リンカン大統領に依て裁可さるゝに至つた。

(2) 一八六二年の合衆國家産法及び其の後の改正。此の家産法の内容は大體左の如くである。一家の長たる者、米國市民にして二十一歳に達せる者、歸化法に據て米國市民たらんと宣言せる

14) Sering. a. a. O. S. 116.

15) Donaldson, The Public Domain. p. 332.

16) Sering, a. a. O. S. 118.

者、又二十一歳以下なるも陸海軍々人として四十日以上實戦に参加せる者は八〇エーカ乃至一六〇エーカの國有地の交付を受ける権能がある。然れども合衆國の領土内に於て既に一六〇エーカ以上の土地を所有する者は、本法規定の國有地拂下を出願するを得ない。又政府は國有地の詐偽的拂下を防止せんか爲めに、國有地拂下出願者は、所轄の土地官廳に左の事項に就て宣誓せしむることゝしてゐる。即ち出願者はイ上述の出願資格あること。(ロ)拂下は自己の利益のため出願するものであつて、直接又は間接他人の利益のためにせざること。(ハ)拂下地に自から居住し、之を耕作する意思あること等である。かくて拂下を受けたる土地は、其の後五ヶ年間引續き開墾耕作し、且つ之に居住し、又右の期間中、學校、教會又は鐵道敷設以外の目的のため、拂下地の一部分を讓渡賣却せざりしことを認められたる者は、小額の手數料を納付すれば、特許狀 (patent) が下付せられ、完全なる所有權が確保される。但し右五ヶ年の期間中六ヶ月以上、事實上其の土地を去り、又は住居を移轉せる者は、特許狀下付權を失ふのである。右の特許狀下付以前に出願者が死亡せる場合には、其の未亡人が權利を繼承する。若し未亡人の居らない場合には、出願者の相続人が權利を繼承するのである。更に移住者を保護せんか爲め、特許狀下付以前に契約せる債務に對しては、交付地は差押を免除されることゝなつてゐる。¹⁷⁾

此の家産法の目的とする所は、眞の移民者をして一定の土地獲得を容易ならしめ、中小農民を増加せしむると同時に、土地投機者による國有地拂下を防止するに在つた。ドナルドソンは一八八〇年に此の家産法を評して曰く、家産法は今や國有地の所有權を獲得する有効なる方法となつ

17) Sering, a. a. O. S. 119. Meyer, Heimstätten-und andere Wirtschafts-gesetze. S. 411—413.

た。家産法は既に十八ヶ年の試練を経てゐる。而して此の法律は約八十年間に亘る土地政策の結晶である。又之は合衆國が國有地を獲得して以來、殆んど百年に亘る期間中に於ける國有地に關する植民立法の智識の凝固である。此の法律は政府を保護し、各州に家族を充たし、村落を建設し、國有地占有者に小區域の土地所有權を賦與し、以て社會的不秩序の機會を減少する。之は毫も他國の制度の模倣ではなく、合衆國の獨創であつて、之が創定者の紀念物である。併しかゝる法律の主眼とせる目的は、不幸にして一部分失はるゝに至つた。之は土地投機者が合衆國の各地方の土地局に詐偽的交付を申請して、大地域の土地を獲得するを得たからであつた。一八八六年の官廳報告によるも、家産法に依る交付地の約四割は詐偽的性質のものである。¹⁸⁾

一方に於ては、かゝる國有地の詐偽的交付を防遏すると共に、他方に於て眞實の移民者による土地獲得を容易ならしむるため、一八六二年以來屢々行はれたる家産法の修正が、一八九一年に確定され、合衆國家産法 (the United State Homestead Law) として發布さるゝに至つた。依之移民者は豫め規定されたる小額の價格を支拂ふことに依て、國有地交付後、十四ヶ月を経過する時は、其の土地の所有權が賦與さるゝに至り、又適當の届出を爲すときは、通常の五ヶ年の猶豫期間に於て、一ヶ年を越わざる居住の中断に依て、特許狀下付の權利を失はざるに至つた。他方土地投機者に依る法律の詐偽的回避を阻止するため、各國有地交付出願者に課する宣誓の方式を嚴格にし、出願者は企業者合同の代理人たらざること、國有地獲得後第三者に讓渡するものに非ざる旨を一層嚴重に誓約せしむるに至つた。²⁰⁾

- 18) Donaldson, The Public Domain, p. 350.
19) Further reports from Her Majesty's Minister at Washington on the Homestead and Exemption Laws in the United States. Parliam. Pap. No. 2 (Commercial) London 1887. p. 3.
20) Grünberg, Heimstättenrecht. (Handwörterbuch der Staatswissenschaften Bd. V. 4 Auflage) S. 217.

(3) 合衆國家產法の効果。此の家產法は廣大なる國有地の分配及び移住に際して、大資本家の國有地獲得を全然排除するを得なかつたが、併し少なくとも彼等資本家をして暴威を振ふを得ざらしめ、大に定住農民の利益を増進した。ゼーリングの云ふ如く、此の家產法は北米の歴史に最も重要な一轉機を劃せるものであつて、幾百萬エーカーの國有地は此の法律に據て下付された。北米合衆國の西部の迅速なる發展は、此の家產法と鐵道網の完成とに基くものである²¹⁾。即ち一八六二年より一八九一年に至る期間内に、此の家產法に依て約百萬の移民は、約一億三千萬エーカーの土地を獲得した。又一八九六年乃至一九〇三年に亘る期間に交付されし國有地は、約七百八十万エーカーに及んでゐる²²⁾。要之一八六二年の合衆國家產法は植民政策の目的に出でたるものであつて、低廉なる價格を以て國有地を移民者に交付せるものである。唯家產制度の特徴としては家產設定前の負債に對し、差押を免除するに過ぎない。

二 各州の家產法

(1) 沿革。既に述べたる如く北米合衆國の各州の家產法は、住家、一定地域の農地及び一定の動産を特別財産として登記し、以て債權者の追訴外に置き、定住農民を保護する制度である。而してかゝる家產法は一八三九年一月二六日テキサス共和國に於て發布されたるを嚆矢とする。此の家產法の目的とする所は主として定住農民の保護ではあるが、此の家產法の發布を促したる直接の動因は、一八三七年乃至三九年に亘る一般的經濟恐慌に基くものである。マイヤーはテキサス

21) Sering, a. a. O. S. 119.

22) Grünberg, a. a. O. S. 217.

家産法の發布に就て次の如く説明してゐる。曰くメキシコは一八二九年に凡ての奴隷を解放せんと決心した。當時メキシコの一屬領であつたテキサスは之に反對して一八三六年に獨立を宣言した。一八三七年乃至三九年の經濟恐慌に際し、合衆國南部諸州に於ける多數の農民は破産した。彼等破産農民の一部分は奴隷を伴ひテキサスへと逃れ來つた。ニューヨーク、ボストン、フラデルファイアール等の債権者は、彼等逃亡農民を追訴するは困難であつたが、屢々差押を行ふた。從て逃れ來れる農民は其の土地及び奴隷に就て充分なる保證を有せなかつた。從てテキサス政府は此等の價値ある移住者を保護せんが爲め、一八三九年に最初の家産法を發布せるものである。²³⁾然るにビュローは家産法の發生を經濟的に一層明白に説明してゐる。彼の謂ふ所によればテキサスの家産法發布は當時の恐るべき經濟恐慌に基くものである。而して此の恐慌が殊に暴威を逞ふせるは、移民者が獲得せる土地を開墾するに多くの資金を必要とせると、彼等移民者が全然私人の資本家に依頼せるに基くものである。然かも借入資本は甚だ高利にして、其の調達は困難であつた。かゝる私人の資本に對する需要が大であつたことよりして、都會の住民が享受するが如き、低安にして且つ安全なる信用を農民に與ふるが如き、農業事情に適應せる信用機關が缺如せるを知り得るであらう。農民は借入資金を何時にても解約さるゝが如き不利なる條件を以て借入れざるを得なかつた。普通の場合には之は甚だしく困難ではなかつた。若し債務が解約さるゝことも、より不利なる條件を忍ぶならば、他の資本家から借り得るからである。然るに恐慌時に於ては、其の困難は克服し難きものである。負債を被れる農民は辨濟を要求された。併し如何なる機

23) Meyer, a. a. O. S. 384.

性を拂ふも、他の資本家を見出し得ないのである。農民は困窮して、再び無産者とならざるを得なかつた。又かゝる事情は債権者にも有利ではなかつた。蓋し一般的金融逼迫の折には、所有地は投賣價格を以て競賣さるゝからである。而して此の際重要視すべき點は、かゝる不健全なる事情は毫も農民の責任に歸すべからざることである。彼等は支拂不能ではなかつた。彼等は負債を支拂ひ得たのであつた。彼等の没落は自己の怠慢又は濫費に基くものではない。又農業收益の低下にも基くものではなく寧ろ極端に迄行はるゝ投機に基くものであつた。従てかゝる回歸的なる恐慌を無害ならしめ、經營地の最小限度をして破産を免れしむることが問題となつた。而して經營の最小限度の差押免除は、恐慌時に際し土地の耕作及び開拓を保護する有効なる手段と考へられた。²⁴⁾斯る動機よりしてテキサス共和國は一八三九年一月二六日の家産法を公布した。

此の家産法に據り、テキサス市民又は家長たる者は三五〇エーカー（後には二五〇エーカーに減せらるゝ）を越へざる農地、若しくは住家又は改良を包含する都市の宅地にして五〇〇弗の價格を越へざるものゝ何れかゝ差押を免除される。右の外二百弗の價格を越へざる家具、五〇弗を越へざる農業及び債務者の職業に必要缺くべからざる手工用具が差押を免除さるゝに至つた。²⁵⁾

此の法律の根本思想は直ちに北部小農民に傳波され、家産法發布が要求されるに至り、漸次北部諸州に於ても家産法が發布さるゝに至つた。かゝる家産法は本來の嚴格なる破産法の緩和を目的とする立法の一部分を形成するものであつて、當時數州の憲法に據り、必要なる生活の享受を保障さるゝ債務者の特權が宣言さるゝに至つた。南北戦争は南部諸州に於ける家産法運動を促進

24) Bureau, Le Homestead. Paris 1895. p. 98. 204. (zit. Jowanowitsch a. a. O. S. 19. 20.)

25) Sering, a. a. O. S. 156. 157. Meyer, a. a. O. S. 415. 482.

した。多數の農民は戰亂の結果經濟的に破壊され、かくて彼等は家産法を要求するに至つた。²⁶⁾ かくて南北諸州も漸次同制度を布き、今日に於ては全國四十四州中之を見ざるは僅か數州あるのみである。右の事情以外に家産法がかく迅速に全國に亘り普及するに至れるは、婦人を保護せんとするの考慮に基くやうである。蓋し歐洲に於ては妻は家族内に於て一定の財産を所有することを認めらるゝに依て保障されたるも、當時の米國に於ては多くの場合、妻は固有財産を有せず、假令之を有するも夫の自由處分に委せられた。従て夫の負債のため妻の財産も差押へられ、路頭に迷ふことも屢々あつた。²⁷⁾ 従て夫の濫費から家族を保護せんとするの動機も幾分之を認むることが出来る。併し家産法が斯の如く急速に諸州に普及せるは、右の事情以外に各政黨が其の綱領中に家産法採用の標語を掲げ、以て選舉民の歡心を買はんとするものであつた。グレンベルグはテキサス家産法がかく迅速に一般的に普及せるは、各政黨の黨策に基くものであると考ふるも、誤りではないとさへ斷言してゐる。²⁸⁾

(2) 各州に於ける家産法の内容。各州の家産法は農村及び都市の一定面積の土地並に一定の動産を家産となすものであるが、此の家産の最高限度は次表に示す如く、或は面積に依て規定する州あり、或は價額を以する州あり、若しくは兩者の組合せにより規定する場合もある。而して差押免除の特権は法定の規定に基いて當然發生するやう規定する(強制主義)州あり、或は斯の特権發生の條件として公簿に登記するを要する旨規定する(任意設定主義)州もある。凡て斯の特権は各個人を保護するよりも、寧ろ家族生活を保護するに在るを以て、多數の州に於ては、右の特権を

26) Sering, a. a. O. 157.

27) Jowanowitsch, a. a. O. S. 21.

28) Grünberg, a. a. O. S. 220.

享有する者は家長たる旨を規定してゐる。茲に家長と云ふは妻、子供其他近親者又は被後見人を保護すべき責任ある者を謂ふ。家産の免除特権は家長の生存中繼續し、其の死後配偶者に移り、兩親の死後に於ては最小の子供が成年に達するまで繼續する。又家産として差押を免除さるゝ不動産及び動産には、一定の最高限度が法律に據て規定さるゝを以て、此の最高限度を越ゆる不動産所有者は、家産を他の不動産より明白に區別するを必要とする。之は登記の場合に於て家産設定者がなすべきを規定する州あり、又差押の申請に際して、家産所有者が之を選択することあり、又特別の審査委員に依て爲さるゝ州もある。此の際不動産を自然分割するを得ず、從て免除さるゝ家産を越ゆる過剰が別個に差押へ得ざる場合には、全部が競賣され、第一に家産所有者には法律に依て免除さるゝ部分が交付される。但し家産所有者の全財産の評価額が、法律上免除さるゝ價格に達せないか、又は競賣に於ける指値が免除額以下なる場合には、家産は賣却されない。又家産所有者が一定期間内に免除額を越ゆる評價額を支拂ふことに依て、全財産の競賣が中止さるゝやう規定する州もある。

各州に於ける家産の差押免除権は決して絶對的のものではなく左の例外がある。(イ)家産設定前に契約されたる債務に對しては、差押免除権を有せない。但しテキサス州のみは例外にして家産設定前の負債に對しても免除される。此の點が各州家産法と、先に述べたる合衆國家家産法の相違の點にして、兩者は正反對である。即ち後者に於ては家産設定前の負債に對して差押が免除さるゝのみである。(ロ)家産の購入又は其の改良のため要せし資金、家産に道具其他諸材料を供給せ

る手工業者の留置權、及び家産に勞働を加へたる勞賃請求者の債權に對しては、差押を免除されない。(ハ)家産設定後配偶者の同意を得て家産上に設定せる抵當債務に對しては差押を免除されない。(ニ)租税の滞納、其他法律上の不法行爲又は過失に基く罰金、科料又は損害賠償に對しては、差押を免除されない。

更に家産設定の條件としては、設定申請者が家長たるを要する以外に、設定者が家産に居住し、且之を經營するを必要とする。従て何人も一個以上の家産を所有するを得ない。家産の廢止、家産の全部又は一部分の賣却、並に家産上に抵當權を設定する際には、配偶者の同意を必要とし、妻の死後、未成年の子女ある場合には官廳の許可を必要とする。²⁹⁾

今各州家産法に據る家産の最高限度及び其の他特殊の點を掲ぐれば左表の如くである。³⁰⁾

州名	農地	都市宅地	不動産	動産	備考
アラバマ	面積を示す 一六〇	面積又は價格 二〇〇〇弗			本州に於ては農地は八〇エーカー迄、都市の宅地は二千弗の價額迄家産となし得る。
アリゾナ	—	—	四〇〇〇弗		本州に於ては、家長は自己の選擇せる四千弗以下の不動産を家産となし得る。家長が結婚せる場合には、家産は夫婦共有財産から、夫婦の個別財産から、又妻の同意を以て妻の個別財産から選び得る。
アルカンザス	一六〇	一エーカー	二五〇〇弗	五〇〇弗	農地は一六〇エーカー、都市宅地は一エーカー以内にして、其の價格は何れも二千五百弗を越に得ない。動産は五百弗差押を免除される。

29) Buchenberger, Agrarwesen und Agrarpolitik. S. 218. 219. Sering. Die landwirtschaftliche Konkurrenz Nordamerikas. S. 157—161. Jowanowitsch, Die Heimstätte. S. 17. 18.
30) Grünberg, Heimstättenrecht. (Handwörterbuch der Staatswissenschaft. Bd. V. 4 Auflage) S. 218. Waples, A treatise on Homestead and Exemption. p. 956—975. Further reports from Her majestys Minister at Washington on the Homestead and Exemption Laws. p. 4—8.

カリフォルニア	—	—	—	五〇〇〇弗	—
コロラド	—	—	—	二〇〇〇弗	—
コンネチカット	—	—	—	一〇〇〇弗	—
フロリダ	一六〇	$\frac{1}{2}$ エーカ	—	—	—
デヨジア	—	—	—	一六〇〇弗	一〇〇〇弗
アイダホ	—	—	—	五〇〇〇弗	—
イリノイ	—	—	—	一〇〇〇弗	—
インディアナ	—	—	—	—	六〇〇〇弗
アイオハ	四〇	$\frac{1}{2}$ エーカ	—	八〇〇〇弗	—
カンザス	一六〇	一 エーカ	—	—	—
ケンタキ	—	—	—	一〇〇〇弗	—
ルイジアナ	一六〇	—	—	—	二〇〇〇弗
メイン	—	—	—	五〇〇〇弗	—
マリーランド	—	—	—	—	一〇〇〇弗
マサチューセツト	—	—	—	八〇〇〇弗	—

説 苑

農政上より見たる家産制度

第二十一卷 (第三號 一二七) 四二五

本州に於ては家長は五千弗、各家族は一千弗を越えざる不動産を家産となし得る。

各家長、未成年者又は無能力者の後見人、家長にあらざる子女を保護する責任ある者は何れも家産を設定し得る。動産は一千弗迄。
本州に於ては家長は五千弗、各家族は一千弗迄。

本州に於ては嚴格なる意義の家産法がない。但し債務者は動産たる不動産たるを問はず、六百弗迄差押を免ぜらる。

本州に於ては農地は四十一エーカ、都市宅地は半エーカにして五百弗の價格を越え得ない。此の外住家以外の經營家屋は三百弗迄免除される。

本州に於ては家長、父又は母を有する者、其他保護すべき家族を有するものは、不動産たるを問はず、二千弗迄、免除される。但し農地は百六千エーカ以内とする。

本州には家産法がない。但し各債務者は動産たる不動産たるを問はず、百弗迄差押を免ぜらる。

説苑

農政上より見たる家産制度

第二十一卷 (第三號 一二八) 四二六

州名	農地	都市宅地	不動産	助産	備考
ミシガン	面積を示す 四〇	面積又は價格 一五〇〇弗	不動産	助産	備考 (面積はエーカを、價格は弗を示す)
ミネソタ	八〇	都市宅地			
ミシシッピ	一六〇			二〇〇〇弗	
ミゾリ	一六〇	一三〇〇〇弗 一五〇〇〇弗			
モンタナ	一六〇	1/4エーカ		二五〇〇弗	
ネブラスカ	一六〇	相近接せる二地域		二〇〇〇弗	
ネワダ				五〇〇〇弗	
ニウハンブシヤイアー				五〇〇〇弗	
ニウゼルジイ				一〇〇〇弗	
リウメキシコ				一〇〇〇弗	

〔都市の宅地は場所にては異つてゐる。人口五千以下の町村内にては1/2エーカとする。〕

〔農地は一六〇エーカ迄にして、従物たる助産及び不動産を合せて二千弗の價格を越ゆるを得ない。〕

〔農地は一六〇エーカ迄、但し其價格は一千五百弗を越ゆるを得ない。都市の宅地は人口四萬以上の都會に於ては十八平方ロッドを越ゆるを得ず、其の價格は三千弗を越ゆるを得ない。人口四萬以下一萬以上の都市にては三十平方ロッド以下の宅地にして一千五百弗を越ゆるを得ない。人口一ガ以下の村落に於ては五エーカ以内の宅地にして一千五百弗を越ゆるを得ない。〕

〔農地は一六〇エーカ、都市宅地は四分の一エーカ以内にて、價格は何れも二千五百弗以下とする。〕

〔都市に於ては相近接せる二個の宅地を選び得るも、二千弗の價格を越ゆるを得ない。〕

説苑 農政上より見たる家産制度

ニウヨウク			一〇〇〇弗	
ノウス、カロリナ			一〇〇〇弗	五〇〇弗
ノウス、ダコタ	一六〇	二エーカ	五〇〇〇弗	
オハイオ			一〇〇〇弗	
オクラホマ	一六〇	一エーカ		
オレゴン	一六〇	二〇エーカ	一五〇〇弗	三〇〇弗
ペンシルバニア				
サウス、カロリナ			一〇〇〇弗	
サウス、ダコタ	一六〇	一エーカ	五〇〇〇弗	
テンネツシー			一〇〇〇弗	
テキサス	二〇〇	五〇〇〇弗		
ユーダ			一〇〇〇〇弗	
グアモント			五〇〇〇弗	二〇〇〇弗
グアジニア			二五〇〇弗	
ワシントン			一〇〇〇弗	
ウエスト、グア			一〇〇〇弗	二〇〇〇弗
ジニア			一〇〇〇弗	

住宅が毀損せる場合には、一ケ年以内に限
り、之に居住せざるも差押免除権を失ふこと
がない。

不動産は一千弗迄、産物は五〇〇弗迄差押を
免ぜられる。

農地は一六〇エーカ、宅地は二エーカ以下に
して何れも五千弗を越ゆるを得ない。

本州に於ては八〇エーカの農地並に住家は之
を抵當に附するを絶対に禁じてゐる。

嚴格に云へば家産法がない。唯三百弗以下の
動産又は不動産が差押を免除される。

農地一六〇エーカ以内、宅地は一エーカ以内
にして、價格は何れも五千弗を越ゆるを得な
い。

家長は一千弗迄、妻は五百弗、子供は二百五
十弗迄の不動産を夫々免除される。

戸主又は家長は、動産たると不動産たるとを
問はず、二千弗迄差押を免除される。

不動産は一千弗迄、動産は二百弗迄差押を免
除される。

州名	農地	都市宅地	不動産	動産	備考
ウイスコンシン	四〇	一、四エーカ			
ワイオミン	一六〇	一五〇〇弗	一五〇〇弗		

面積を示す } 面積又は價格 } 價格を示す }

〔農地は一六〇エーカ以内にして一千五百弗を越ゆるを得ない。〕

(3) 各州家産法の効果。各州家産法の經濟上並に社會上に及ぼせる効果に就て、最も誇張の報告をなせる者は、マイヤーである。彼は云ふやう、此の家産法は農民と農地との結合を復活せしめた。……而して一八三〇年乃至五五年に於て社會主義者及び共產主義者が、合衆國の社會状態を覆へさんと計畫した。(註一) 若し此の計畫にして全然失敗に終つたとするならば、こは家族に土地を確保せしめ、農業の繁榮と農民の増加とを齎したる寛大なる家産免除法に基くものである。一度發生せる農地は、債權者に依て再び破壊されざるものである。更に曰く米國の農民は信用能力なき者であるか。否決して然らず。彼等は對人信用能力を有する點に於て英吉利の農業企業的小作人と同様である。彼等は對人信用を利用し、屢々日常の貯蓄を利用し、凶作不幸なる場合に於ても之を利用したと云つてゐる。³¹⁾ マイヤーの云ふ如く、家産法は一度發生せる農地をして債權者によつて破壊せしめざるやう充分に防止したか。又彼の云ふ如く米國農民は家産法によつて信用能力を害せられず、よく充分なる對人信用を利用したであらうか。

各州の家産法はマイヤーの考ふる如く、家産設定者を、運命の没落から保護するに充分なるものではなかつた。之は各州家産法の法律的構成よりするも、推知し得る所である。此等の家産法

31) Meyer. Heimstätten- und andere Wirthschaftsgesetze. S. 387.

32) Meyer, a. a. O. S. 406.

註一) 茲に社會主義者云々といふは、所謂空想的社會主義者たるフリーエー主義者及びオウエーニ派が米國に於て共產村を立てたるを意味するものであつて此の一事よりするも家産法の効果に對するマイヤーの誇張が略推察であらう。

は凡ての負債に對して差押を免除するものではなく、單に對人信用に對してのみ差押を免除するに止るからである。即ち妻の同意を得て家産上に設定せる抵當負債に對しては、對抗し得ざるものである。勿論抵當債務には妻の同意を必要とするも、妻は夫の輕卒なる場合を除き、かゝる同意を拒絶すること殆んど無きを以て、斯る法律は事實上對人信用を縮小せしめ、寧ろ對物信用（抵當信用）の擴張を促すものである。從て家産設定者にして對人信用を見出し得ないか、若しくは債權者の要求を容れて抵當保證を提供する場合には、家産法は事實上多くは架空的のものとなり終るのである。³³⁾ 勿論テキサス州に於ては妻の同意の有無に拘らず家産を抵當に附するを禁止するも、併しかゝる抵當禁止は既に久しく農民の甚だしき障害となつてゐる。農業の集約化に伴ひ、テキサスに於ても經營信用に對する需要を増加せしめてゐる。商人にして信用を以て農民に農具及び肥料を販賣する者は、屢々動産質を要求した。然るに此の州に於ては牧畜の衰退に依りて、嘗ては對人信用に對して充分なる根柢を與へたる家畜の減少を齎した。從て農民は經營信用を必要とする場合には、收穫物を青田の儘質入れせざるを得ざるに至つた。而してかゝる質物の不安定なるため利息も極めて高いものであつた。³⁴⁾

其の他の州について一般的に云へば、農民が商人から農具、肥料並に日用品を信用に依りて購入する場合には、商人は之が保證として抵當登記を要求するに至つた。而してある特殊の事情によつて抵當保證を要求し得ない商人は、差押免除の結果、永久的に貸附金を損失する虞あるを以て、信用貸商品に對しては特別な高價を要求するに至つた。³⁵⁾ かゝる弊害を伴へる結果、家産設

- 33) Grünberg, Der Entwurf eines Heimstättengesetzes für das Deutsche Reich (Archiv für soziale Gesetzgebung und Statistik Bd. IV. 1891) S. 374. Buchenberger, a. a. O. S. 244.
- 34) Sering, Die landwirtschaftliche Konkurrenz Nordamerikas. S. 167. Grünberg, Heimsättenrecht (Handwörterbuch der Staatswissenschaften. Bd. V. 4 Auflage) S. 220.
- 35) Buchenberger, a. a. O. S. 245.

定が任意主義に依る場合には家産設定の登記は極めて稀にしか行はれなかつた。洵に官廳報告に云へる如く、家産設定者にとりては、此の法律に據り賦與さるゝ差押免除の特權を抛棄せる者にとりてよりも、信用に基いて資金を調達することが、より困難であつたから、不幸に際して信用資金調達之路を害せないと望む者は、家産設定の登記を爲すを差控へたのである。³⁶⁾ シュナイダーはかゝる粗雑なる法律的訓練を経てゐない家産法は寧ろ有害なるものであるとさへ主張してゐる。³⁷⁾ 要之各州の家産法は農民を保護するよりは寧ろ其の信用能力を害して、反て其の困窮を齎した。勿論前世紀の三十年代に於ける經濟的恐慌に際しては農民を保護する効果を有したであらうが、恐慌が過ぎ去つた時代には殆んど効果なきものである。

(附)カナダの家産法。北米合衆國に於けると同様に、カナダに於ても家産法は、一方に於ては移民定住の目的のため國有地の分配に關し、他方に於ては家産の強制執行免除に關して行はれてゐる。免除さるべき財産は二千弗乃至三千弗である。差押免除は常に家産設定者の公告並に登記を必要とする。家産の賣却及び讓渡には配偶者の同意を必要とし、未成年の子供のある場合には官廳の許可を必要とする。此の家産法の構成も北米各州の家産法と同様なるを以て、其の効果に就ても北米各州の家産法の効果以上には出ない。³⁸⁾

- 36) Further reports from Her Majesty's Minister at Washington on the Homestead and Exemption Laws, p. 10.
 37) Schneider, Das sogenannte Heimstättenrecht (Jahrbuch für Gesetzgebung, Verwaltung und Volkswirtschaft, Bd. 16. 1892) S. 72.
 38) Grünberg, a. a. O. S. 221. Jowanowitsch, a. a. O. S. 24.